1 当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)

【計画目標】・令和6年度までに、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関におけるこどもなどからの申立てによる審議・調査の仕組みを構築

	・令和6年度までに、親権者等による体罰の禁止に向け周知等を推進						
		取組内容	令和5年度の取組	令和5年度実績<令和4年度実績>	令和6年度の取組など		
1	一時保	護や代替養育における権利擁護の実施状況(子どもへのアン					
			各権利ノートを入所児童等に配付のうえ、施設での生活や子ども の権利等に説明し、相談したいことがあった場合は適宜、添付の はがきや意見箱等を活用するよう案内している。				
		「こどもの権利ノート」の充実・活用 ・施設・小学校3年生以上用 「施設で生活するあなたへ」 ・施設・小学校2年生以下用	【一時保護児童】 就学児童に対して、権利ノートを示し、一時保護所職員から説明している。なお、同ノートは室内に常時掲示している。	令和5年度 817件説明 <令和4年度 783件説明>	引き続き実施。		
	ア	「これからしせつでくらすあなたへ」 ・里親等・小学校3年生以上用 「里親さんの家で生活するあなたへ」	【施設措置児童】 施設に入所する際に、権利ノートを配付し、担当ケースワーカー (以下「CW」)から説明をしている。	令和5年度 381件配付 〈令和4年度 397件配付〉	担当ケースワーカーによる面接時に、権利ノート 等を用いてこどもの権利等について説明を行う。		
		・里親等・小学校2年生以下用 「これからさとおやさんのおうちでくらすあなたへ」	【里親委託児童】 委託時にこどもに権利ノートを配付し、CWから説明をしている。また、委託後も年に1回は、こどもとの面接時に権利ノートの内容を確認している。	令和5年度 62件配付 <令和4年度 71件配付>	引き続き実施		
			・施設またはこども相談センターが、子どもの意見も踏まえ、自立 支援計画を作成している。				
			【施設措置児童】 こども相談センターが作成する援助方針に基づき、施設が全児童 の自立支援計画を作成している。	R5年度 1,032件 <r4年度 1,011件=""></r4年度>	引き続き実施。		
	1	自立支援計画の作成	【里親委託児童】 令和4年度から「里親委託推進等事業」を里親支援機関に委託 し、自立支援計画の作成は里親支援機関が担っている。作成にあ たっては、こども相談センターの児童福祉司、児童心理司も交え て協議し、里親や委託児童、保護者の意見を聴取して作成してい る。 また、概ね6か月ごとに見直しを行っている。	R5年度 新規作成 29件、見直し作成 258件 <r4年度 162件="" 47件、見直し作成="" 新規作成=""></r4年度>	引き続き実施。		
	ウ	こども相談センターによる施設への訪問調査	・CWは、必要に応じて訪問し、子どもと直接面接をしたり、施設職員等との協議を通じて、子どもの状況把握をしている。 ・状況把握のために年1回、施設に全児童の保護状況調査票を配布し、回答を依頼。施設から要望がある場合は、こども相談センター職員(家庭復帰支援員)が施設を訪問し、調査を実施している。なお、調査及びCWの面接等を踏まえ、適宜援助方針の見直しを行っている。	・障がい児施設: R5年度 173 件	引き続き実施。		
	I	施設等への第三者委員の設置による苦情解決の推進	全ての乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設(計26か所)において第三者委員を設置している。	R5年度 100% <r4年度 100%=""></r4年度>	引き続き実施。		
	オ	施設における意見や苦情を言いやすい環境づくり	ホームページでの苦情解決内容の公表や施設内でのポスター掲示による啓発、施設が作成する入所のしおりに相談窓口等を記載し配付する等、苦情解決のための対応を行っている。		引き続き実施。		
2	市立の	全小・中学校における児童虐待防止啓発授業等の実施	令和2年度から市立の全小・中学校にDVD等の教材を配布しており、引き続き実施。児童虐待防止啓発授業等を実施。	R5年度 小学校約4割実施、中学校約3割実施 ※残りの全学校については、学校集会等で校長の講話など、 本事業の趣旨に沿った取組を実施。 〈R4年度 小学校約4割実施、中学校約2割実施〉	引き続き実施。		

	取組内容	令和5年度の取組	令和5年度実績<令和4年度実績>	令和6年度の取組など
3		体罰によらない子育てを推進するため、体罰等がこどもの心に与える影響やこどもとの関わり方等について、保護者支援を担う区役所職員に対し研修を実施。	R5年度 1回実施(teams研修) 視聴回数 55回(アンケート提出 26名) <r4年度 1回実施(teams研修)="" 82名参加=""></r4年度>	引き続き実施。
4	「体罰等によらない子育ての推進のためのガイドライン」を踏まえた市 民周知の実施	・各区役所職員が市民対応時に説明できるよう、「体罰等によらない子育てを広げよう!」リーフレットを配付。	R5年度 各区に「体罰等によらない子育てを広げよう!」リーフレット・ パンフレットを送付。 <r4年度 各区に「体罰等によらない子育てを広げよう!」<br="">リーフレット・パンフレットを送付&gt;</r4年度>	引き続き実施。
			R5年度 ・保育施設等に「体罰によらない子育てを広げよう!」リーフレットを送付。 ・新規開設した保育施設等に「就学前施設における児童虐待の未然防止・早期発見について」リーフレットを送付。	引き続き実施。
	大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証部会への報告・意見聴取	・被措置児童等虐待通告事案についての報告及び意見聴取を実施。また、R4年度通告件数等集計結果を報告。	R5年度 4回 <r4年度 3回=""></r4年度>	引き続き実施。
5		・事案分析アドバイザーによる被措置児童等虐待個別事案の意 見聴取を実施。	R5年度 10回 延べ41事例 <r4年度 9回="" 延べ31事例=""></r4年度>	引き続き実施。
6	児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関におけるこどもや要 保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・ 調査の仕組みの構築	・児童福祉法改正の動きをふまえ、仕組みを検討。	国が策定したマニュアル(権利擁護スタートアップマニュアル、 意見表明等支援員養成ガイドライン)等をふまえ、仕組みを検 討。令和6年4月に「こどもの権利擁護部会」を新設。	

# 2 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

【計画目標】 ・区保健福祉センターにおける相談や、地域のこども・子育て支援メニューの充実(<u>別紙1</u>)。 ・児童家庭支援センターについて、令和6年度の計画中間見直しまでに、必要なか所数の検討を行う。

取組内容		令和5年度の取組	令和5年度実績<令和4年度実績>	令和6年度の取組など
7		・平成29年度より、市内4母子生活支援施設において、退所母子について児童を対象とした学習支援の場の提供や定期的な家庭訪問等により関係機関と連携しての継続的な支援を行うとともに、入所中から、退所後の生活を見据えた地域ネットワークの構築や施設職員への指導を行うことにより、体系的な退所母子支援を実施している。 ・R5年度から措置費加算制度へ移行。	置費制度の下、退所前の自立支援及び退所後のアフターケアを担う専任の自立支援担当職員を配置し、継続的に退所児	・市内4母子生活支援施設において自立支援担 当職員を配置。
8		・児童家庭支援センターについて、児童相談所のどのような補完的役割を担うべきかを検討。子ども家庭総合支援拠点に対する必要な助言・支援について具体的にどのような支援的役割を担うべきかを必要な箇所数とあわせて検討。	・子ども・子育てプラザ統括責任者研修会、こどもサポート推進員研修にて現事業者が事業説明を行い、関係機関等へ積極的に働きかけた。 ・相談等延べ件数 3,039件 <r4年度></r4年度>	・現事業者と意見交換実施 ・子ども・子育てプラザ統括責任者研修会、こども サポート推進員研修にて事業説明 ・現事業者において関係機関等へ積極的に働き かけ、支援実績を重ねている。 ・市においては、それらの実績を踏まえ引き続き 検討する。

### 3 代替養育を必要とするこども数の見込み

### 4 里親等への委託の推進に向けた取組

- 【計画目標】・令和11年度末における里親等委託率 36.5%(3歳未満 41.0%、3歳から就学前 42.9%、学童期以降 33.9%)
  ・民間機関(里親支援機関A型)への委託実施数: 令和3年度 3か所 令和8年度 4か所
  ・里親登録数・ファミリーホーム数: <里親>令和6年度末 263世帯 令和11年度末 372世帯 <ファミリーホーム>令和6年度末 23か所 令和11年度末 28か所
  ・里親委託児童数・ファミリーホーム委託児童数: <里親委託児童数>令和6年度末 205人 令和11年度末 291人 <ファミリーホーム委託児童数>令和6年度末 115人 令和11年度末 140人

	取組内容	令和5年度の取組	令和5年度実績<令和4年度実績>	令和6年度の取組など
9	乳幼児里親等委託率	家庭養育優先理念に基づき、まずは里親等への委託を検討している。	R5年度末 16.9% <r4年度末 16.2%=""></r4年度末>	これまでの取り組みに加え、里親支援専門相談員と連携し乳児院・児童養護施設からの里親委託を推進する。 夫婦共働きの里親が多い実態に鑑み、委託前養育支援事業を活用したマッチングと計画的な委託に試行的に取り組む。
10	新規里親登録数・登録里親数(里親種別ごと・ファミリーホーム)		・新規里親登録数 25世帯 ・新規ファミリーホーム開設数 1件 〈R4年度中〉 ・新規里親登録数 36世帯 ・新規ファミリーホーム開設数 1件 R5年度末 ・登録里親数 244世帯 (養育里親 235世帯【うち養子縁組里親との重複 75世帯】、専門里親 2世帯、親族里親 4世帯、養子縁組里親 78世帯)・ファミリーホーム数 24件 〈R4年度末〉 ・登録里親数 227世帯 (養育里親 218世帯【うち養子縁組里親との重複 65世帯】、専門里親 2世帯、親族里親 4世帯、養子縁組里親 68世帯)・ファミリーホーム数 24件	これまでの取組みに加え、就学前のこどもを委託できる里親のリクルートについてフォスタリング機関とともに検討する。
11)	委託こども数(里親種別ごと・ファミリーホーム)			これまでの取り組みに加え、里親支援専門相談員 と連携し乳児院・児童養護施設からの里親委託を 推進する。

		取組内容	令和5年度の取組	令和5年度実績<令和4年度実績>	令和6年度の取組など
12)	フォスタ	タリング業務の包括的な実施体制の構築			
	ア	こども相談センターの方針(里親等への委託優先)	家庭養育優先理念に基づき、新規措置や措置変更の際にまずは 里親等への委託を検討している。	里親等委託件数 R5年度 新規·措置変更: 75人 <r4年度 新規·措置変更:84人=""></r4年度>	引き続き実施。
	1	各里親支援機関B型との更なる連携強化	託して実施しており、ブロック会議に里親支援機関も加わってい		引き続き実施。
	ゥ	低年齢児の里親委託推進に向けた取組	低年齢児の里親委託にあたっては、里親の養育負担を軽減させるため、積極的に保育所等の利用を促している。 里親支援機関に委託して実施しているスキルアップ研修において、令和4年度前期3回は低年齢児を受託している里親向けの内容を企画して実施。	未委託里親の調査を行い、委託につなげるための方策につ	低年齢児の里親委託にあたっては、引き続き積的に保育所などの利用を促している。 夫婦共働きの里親が多い実態に鑑み、委託前 育支援事業を活用したマッチングと計画的な委 に試行的に取り組む。 就学前のこどもを委託できる里親のリクルートに ついてフォスタリング機関とともに検討する。
	エ	思春期のこどもの里親委託推進に向けた取組	令和3年度から、「里親研修・トレーニング等事業」を里親支援機関に委託して実施。各機関年2回(合計6回)スキルアップ研修を実施している。令和4年度後期3回は高年齢児(思春期の児童)を受託している里親向けの内容を企画し実施。里親だけでなく、ファミリーホームにも研修案内を送付し、養育者や補助者の参加を促している。	R5年度 6回 受講者数 90組135人	参加者アンケートや里親サロンでの意見をふまてテーマを決めて開催する。 対面とオンラインを併用したハイブリッド開催に り参加しやすいように工夫している。

【計画目標】・特別養子縁組等に関する研修について、令和6年度における里親担当の児童福祉司の受講率 100% ・令和6年度における民間あっせん機関の第三者評価受審率 100%

		取組内容	令和5年度の取組	令和5年度実績<令和4年度実績>	令和6年度の取組など
13	こども木	目談センターでの取組			
	ア	児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数	令和2年4月1日から民法改正により、特別養子縁組の手続きを二段階に分けて行うこととなり、児童相談所が関与しているケースについては全件、第一段階の申立を児童相談所長が行うこととしている。	R5年度 18件 <r4年度 16件=""></r4年度>	引き続き実施。
	1	家庭養護促進協会との連携	毎日新聞の「あなたの愛の手を」欄に、こどもの写真や記事を掲載し、広く養親候補者を募り、応募があれば協会が調査を行い、こども相談センターに推薦があり、適格性を判断し里親委託を行っている。また、月1回、大阪府内の児童相談所の里親担当と協会で連絡会議を行い、協会が行っている養親候補者の調査状況等について共有している。	「あなたの愛の手を」掲載件数 R5年度 24件 <r4年度 25件=""> 協会による養親推薦件数 R5年度 7件 <r4年度 8件=""></r4年度></r4年度>	引き続き実施。
	ゥ	他府県児童相談所との連携による広域的な養親里親開拓	本市内の登録里親だけでは適当な養親候補者が見つからない場合や、「あなたの愛の手を」に掲載しても養親候補者が見つからない場合には、他府県児童相談所に候補者を求めることもある。	他府県里親委託件数 R5年度 15件 <r4年度 17件=""> ※特別養子縁組前提の里親委託</r4年度>	引き続き実施
	I	養親希望者募集のあり方検討	本市の登録里親で適当な候補者がいないか探す、家庭養護促進協会に委託している「あなたの愛の手を」に掲載、他府県児童相談所に候補者を求める等、できるだけ速やかに養親候補者が見つかるように段階的に進めている。	-	引き続き実施。

		取組内容	令和5年度の取組	令和5年度実績<令和4年度実績>	令和6年度の取組など
	t	こども相談センター児童福祉司による特別養子縁組の推進		特別養子縁組検討件数 R5年度 15件 〈R4年度 18件〉 ※援助方針会議における検討件数 施設から里親等委託への措置変更 R5年度 18件 〈R4年度 13 件〉 ※特別養子縁組前提の里親委託	各施設の家庭支援専門相談員からの連絡や保護 状況調査を通じて保護者との面会交流が途絶え ているこどもの把握に努め、集中的に保護者調査 を行い、特別養子縁組の申立てにつなげている。
	カ	養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業における研修会への参加	里親支援児童福祉司の資質向上のため、研修会に積極的に参加 している。	研修受講人数 R5年度 2人 <r4年度 6人=""></r4年度>	引き続き実施。
	+	里親支援専門相談員との連携による特別養子縁組の必要な こどもの把握	各施設の里親支援専門相談員から、保護者との交流状況やこどもの特性、施設での生活の様子等、特別養子縁組の必要なこどもの情報把握に努め、積極的に特別養子縁組を検討している。	-	各施設の里親支援専門相談員が特別養子縁組 の必要なこどもの情報把握に努め、該当するこど もの情報を連絡票に記入して、毎月の里親支援 委員会でこども相談センターに提出。センターは 特別養子縁組を進めることができるか保護者調査 等を行い、里親担当とこども担当両方で、進捗管 理を行っていく。
	þ	養子縁組成立後の支援	ルーツ探しの対応及び生い立ちの整理を実施。養親・養子の交流 事業については、家庭養護促進協会に委託して実施している。 令和4年度から、「里親訪問等支援事業」を里親支援機関に委託 し、里親等の相互交流を実施。養子縁組成立後の養親にも声を	養子等からの相談対応件数 R5年度 4件 <r4年度 3件=""> 養親・養子の交流事業 R5年度 26回 <r4年度 26回=""></r4年度></r4年度>	引き続き実施。
14)			職員の研修受講や第三者評価受審に係る財政措置を含めた支援を行うとともに、必要に応じ指導を行っている。	R5年度 公益社団法人 家庭養護促進協会 一般社団法人 まもりごと 研修受講 4名 〈R4年度〉 公益社団法人 家庭養護促進協会 一般社団法人 家庭養護促進協会 一般社団法人 まもりごと(令和4年11月許可) 研修受講 3名 ※R5年度末現在、大阪市の民間あつせん機関 2か所	引き続き実施。

# 6 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 (別紙3、3-2)

【計画目標】・乳児院、児童養護施設:令和11年度末までに本体施設の小規模グループケア化を完了 ・母子生活支援施設:ショートステイ専用施設(ユニット)1か所開設、特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援

	取組内容	令和5年度の取組	令和5年度実績<令和4年度実績>	令和6年度の取組など
15		かつ地域分散化を図るため、国の交付金等を活用し、施設本体の ユニット化に係る建替え整備や分園型小規模グループケア、地域 小規模児童養護施設の開設整備等について補助を行っている。	乳児院(市所管施設の市児童 154人) ・小規模GC(本体施設) 123人 ・小規模GC(分園型) 10人	R5年度以降 ・乳児院(本体) 1か所 (R8年度開設予定) ・R6.3月~5月 整備計画の進捗状況等について 各施設とのヒアリングを実施

取組内容		令和5年度の取組	令和5年度実績<令和4年度実績>	令和6年度の取組など
16	高機能化に向けた取組	専門職の即時対応等のケアニーズが高い子どもに専門的なケアが提供できるよう専門職(加算職員)の配置	専門職(加算職員)の配置施設 R5年度 乳児院 ・家庭支援専門相談員 3か所 < R4年度 4か所 > ・里親支援専門相談員 6か所 < R4年度 6か所 > ・心理療法担当職員 6か所 < R4年度 6か所 > 児童養護施設 ・家庭支援専門相談員 6か所 < R4年度 7か所 > ・里親支援専門相談員 12か所 < R4年度 10か所 > ・心理療法担当職員 12か所 < R4年度 11か所 > ・心理療法担当職員 6か所 < R4年度 5か所 >	今後も引き続き取り組みを実施。
1	多機能化に向けた取組	母子生活支援施設の多機能化としての、産前・産後母子支援事業の実施 ※R2.10からボ・ドーム大念仏で実施 乳児院の多機能化としての、一時保護専用ユニットの整備 ※R3.11から四恩みろく乳児院にて一時保護専用ユニット開設	産前・産後母子支援事業による支援件数 R5年度 211件 <r4年度 173件=""> R5年度末 1か所 <r4年度末 1か所=""></r4年度末></r4年度>	今後も引き続き取り組みを実施。 今後も引き続き取り組みを実施。
18	施設の入所期間別のこども数	別紙4のとおり。	別紙4のとおり。	-

## 7 一時保護改革に向けた取組

【計画目標】 <将来像> 4か所の一時保護所を設置し、合わせて170人の定員枠(東部一時保護所 定員40人 北部一時保護所 定員40人 中央(建替後)一時保護所 定員60人 南部一時保護所 定員30人)

	取組内容		令和5年度の取組	令和5年度実績<令和4年度実績>	令和6年度の取組など
19	量の確	保			
	ア	一時保護所での一時保護子ども数とそれ以外の子ども数	こども相談センター所長が必要と認める場合、児童を一時保護 し、こどもの最善の利益を考慮した保護や養育を実施。	令和5年度 一時保護所入所実人数 983人 委託一時保護児童数 487人 〈令和4年度〉 一時保護所入所実人数 954人 委託一時保護児童数 540人	取り組みを継続。
	1	一時保護所の職員体制を整えながら、定員数の確保	予定通りに職員を配置できるよう調整。	令和5年度 予定通りに職員を配置 <令和4年度> 予定通りに職員を配置	取り組みを継続。 今後は「設備及び運営基準」をふまえて職員体制 を整備していく予定。

		取組内容	令和5年度の取組	令和5年度実績<令和4年度実績>	令和6年度の取組など		
② 質	<ul><li>② 質の向上</li></ul>						
	ア	児童が生活しやすい環境づくり	生活アンケートや日記、普段の生活の中で児童の希望を把握し随 時対応。	令和5年度 生活アンケート 毎週実施(児童が希望すれば随時可能) 日記 毎日実施 <令和4年度> 生活アンケート 毎週実施(児童が希望すれば随時可能) 日記 毎日実施	取り組みを継続。 アンケート内容は所内法務担当(弁護士)と共有。 回答の必要があるものは、所内に掲示もしくは所 長が個別に児童と面談して対応。 また、3センターでの本実施に向けて、退所時アン ケートを試行実施している。		
	1	児童の意見表明の機会の保障	生活アンケートや日記、普段の生活の中で、児童の意見を把握。	令和5年度 生活アンケート 毎週実施(児童が希望すれば随時可能) 日記 毎日実施 退所時アンケート一部試行 <令和4年度> 生活アンケート 毎週実施(児童が希望すれば随時可能) 日記 毎日実施 退所時アンケートー部試行	取り組みを継続。 アンケート内容は所内法務担当(弁護士)と共有。 回答の必要があるものは、所内に掲示もしくは所 長が個別に児童と面談して対応。 また、3センターでの本実施に向けて、退所時アン ケートを試行実施している。		
	ゥ	一時保護の支援の進行管理	一時保護所SVとケースワーカーのSVが随時実施。	令和5年度 一時保護所入所期間 平均38日 <令和4年度> 一時保護所入所期間 平均31日	取り組みを継続。		
	エ	第三者評価の受審	令和3年は南部こども相談センターにて実施。	令和5年度 0回 <令和4年度 0回>	令和4~5年度、未実施。新体制整備後の実施を検討中。 南部こども相談センターについては、定員超過・環境整備・他部署との連携が課題とされたが、定員超過および施設環境については令和8年度に新しく南部こども相談センターー時保護所を開設し、環員を40名に増やす他、ユニット制・学童居室の個室化をはかる方向となっている。他部署との連携に関しては、援助方針会議に指導員が参加する取り組みを強化している。		

## 8 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【計画目標】・各年度末における、施設等から年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除されたすべての者に対し、継続支援計画が策定された率について、100%を維持。

	取組内容	令和5年度の取組	令和5年度実績<令和4年度実績>	令和6年度の取組など
<b>(1)</b>		義務教育を修了し、児童養護施設等を退所して就職するこども等を対象に、共同生活する住居を提供し、生活設計や就労に関する相談、日常生活上の援助及び生活指導を行うことにより、社会的自立を促進する。	<令和4年度末 5か所>	令和6年度より法改正に伴い、年齢制限が撤廃され、事業実施場所が児童養護施設等や里親・ファミリーホーム等に拡充された。
22	就学者自立生活援助事業	大学等に就学中の自立援助ホームの入居者が20歳到達後も原 則学校を卒業するまで、引き続き必要な支援を受けることができ る事業として「就学者自立生活援助事業」が創設され、大阪市に おいても、「就学者自立生活援助事業」として支援を行っている。		令和6年度より法改正に伴い、児童自立生活援助 事業へ移行したため、令和5年度をもって事業廃 止。
(3)		各年度において、施設等から年齢到達等により退所、委託解除、 援助の実施を解除されたすべての者に対し、継続支援計画を策 定している。	<令和4年度 100%(79件)>	社会的養護継続支援事業と就学者自立生活援助 事業は児童自立生活援助事業の拡充により終了 となったが、施設等から年齢到達等により退所、 委託解除、援助の実施を解除されたすべての者 に対する継続支援計画の作成は引き続き実施。

取組内容		令和5年度の取組	令和5年度実績<令和4年度実績>	令和6年度の取組など
24	社会的養護継続支援事業	措置解除後における安定的な住まいの確保にかかる費用の支給、及び施設等に居住する際に必要となる生活費を支給している。	令和5年度 19件 <令和4年度 15件>	令和6年度より法改正に伴い、児童自立生活援助 事業へ移行したため、令和5年度をもって事業廃 止。
25	施設退所児童自立支援	び退所後のアフターケアを担う専任の自立支援担当職員を配置し、継続的に退所児童の状況把握を行い、適切な支援を実施することにより早期離職等を防ぐ。 R2年度まで施設への委託事業として実施し、R3年度から措置費加算制度へ移行。	令和5年度 自立支援担当職員(専任)の配置施設 児童養護施設 11施設 児童心理治療施設 3施設 自立援助ホーム 1施設 母子生活支援施設 4施設 <令和4年度> 自立支援担当職員(専任)の配置施設 児童養護施設 10施設 児童心理治療施設 3施設 自立援助ホーム 1施設	引き続き実施。 創設して間もない施設等及び小規模な施設等で あって、専任職員の配置の必要性が乏しいところ を除いては、すべての施設において配置予定。
26	社会的養護自立支援拠点事業 (施設退所児童等社会生活·就労支援事業)	アフターケア事業部に委託し、施設退所児童について社会生活に 必要な知識・生活技能の習得や就業に関する支援を実施してい る。	令和5年度 92% (対象者50人、就労者46人) <令和4年度> 66% (対象者48人、就労者32人)	令和6年度より法改正に伴い、施設退所児童等社会生活・就労支援事業を拡充し、相互交流の場の提供、相談支援、関係機関の連絡調整を必須事業とした社会的養護自立支援拠点事業児童自立生活援助事業へ移行。

## 9 児童相談所の強化等に向けた取組

【計画目標】 児童相談所の複数設置 ・令和3年度 北部こども相談センターの開設 ・令和6年度 中央こども相談センターの移転 ・令和8年度 東部こども相談センターの開設

取組内容		令和5年度の取組	令和5年度実績<令和4年度実績>	令和6年度の取組など		
0	児童相談所の複数設置や国が示す配置標準等に伴う専門職等職員 の確保について、専門職の人材育成を実施しながら、計画的な増員 配置を進める。	るよう、職員配置を令和8年度までに計画的に実施する。	うち児童福祉司 170人 うち児童心理司 54人 <令和4年度> 管理職を含む全職員数 411人	人口3万人に1人+虐待相談件数に基づき試算した職員(児童福祉司、児童心理司)体制、及び児童相談所4か所体制が実施できるよう、職員配置を計画的に実施する。 令和4年度虐待相談件数による配置基準児童福祉司 190人 児童心理司 93人		
28		児童福祉司任用前講習及び児童福祉司任用後研修について、国 により定められている必要履修科目数・時間数に基づき、本市に おいて企画・実施している。		研修受講にあたっては、受講しやすい環境づくり をより一層整えていく。		